



平成 29 年 6 月 9 日  
航空局安全部運航安全課

## 携帯型電子機器を航空輸送する場合の基準の変更について、 本日からパブリックコメントの募集を開始します

航空局では、リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器を受託手荷物として貨物室で航空輸送する場合、電源を切ること・当該機器の損傷を防止するための措置を講じることを、旅客等に義務付ける基準について検討しています。

### 1. 概要

リチウム電池を内蔵したタブレット等の携帯型電子機器が見えないところで発火する安全上のリスクに対処するため、当該機器を受託手荷物として貨物室で輸送する場合の基準の変更について検討しております。

基準の変更案について、本日より6月18日までの間、パブリックコメントの募集を行います。詳細は意見公募要領をご確認ください。

### 2. 基準の変更内容

平成 29 年 7 月 1 日以降、リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器を受託手荷物として貨物室で輸送する場合には、以下を実施することを旅客等に義務付け。(別紙参照)

- ・電源を完全オフ(スリープモードは不可)
- ・偶発的な作動や損傷を防止するための措置(例えば強固なスーツケースへの梱包又は衣類等による保護など)。

#### (背景)

航空法では人への危害や物件の損傷のおそれのある危険物の輸送を禁止しており、具体的には、国際民間航空機関 ( I C A O ) の定める技術指針に準拠し、告示において対象となる危険物やこれを輸送する場合の技術基準を定めています

今般、リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器が貨物室内で発火する安全上のリスクに対処するため、I C A O において技術指針の緊急的な改正が審議・採択される見込み ( H 2 9 . 7 . 1 適用予定 ) となりました。

我が国においても、I C A O の定める技術指針に基づいた措置を遅滞なく講じるよう、基準の変更について検討を進めております。なお、I C A O 理事会における審議・採択結果によっては、内容の変更等が生じる可能性があります。

#### (問い合わせ先)

国土交通省航空局安全部運航安全課 藏、杉本(内線:50111、50123)

(電話: 03-5253-8111(代表) )

(FAX: 03-5253-1661)